

奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十五号

奈良県個人情報保護条例の一部を改正する条例

奈良県個人情報保護条例（平成十二年三月奈良県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「重要事項」の下に「及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十六条第一項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項」を加え、同条第二項中「五人」を「六人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に新たに委嘱される委員の任期は、奈良県個人情報保護条例第六十一条第四項の規定にかかわらず、同日までとする。